

## 第 10 回 農地部定例会議事録

- 開催日時 平成 31 年 3 月 25 日 13 時 30 分
- 開催場所 阿南市役所 602 会議室
- 出席委員 中村副部長・久米寛治委員・南部委員・岡部委員・幸田委員・亀井委員・久米博委員・阪井委員・吉岡委員・竹内委員・厚田委員・久積委員・萩野委員・服部委員・佐竹委員・川田推進委員・植田委員
- 欠席委員 井出部長・森委員
- 西尾局長 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第 27 条第 3 項により会議の有効性を報告
- 中村副部長 (副部長挨拶)  
それでは第 10 回農地部定例会を始めさせていただきます。  
本日は、井出部長が欠席でございますので、井出部長に代わりまして議事を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。  
また、農業委員会等に関する法律 第 29 条により、「総会又は部会は、推進委員に対し、いつでもその活動について報告を求めることができる」となっていることから、那賀川地区における事前審議の報告を川田推進委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
- 一同 異議なし
- 中村副部長 それでは、川田推進委員の出席を認めます。  
本日の議事録署名者は新野地区の幸田委員、見能林地区の阪井委員にお願いいたします。  
それでは本日の議事に入りたいと思います。  
第 1 号議案 非農地証明願について  
第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
第 3 号議案 農地法の規定による許可申請の取下（取消）について（4 条）  
第 4 号議案 農地法第 4 条の規定による事業計画変更について  
第 5 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
第 6 号議案 農地法第 5 条の規定による事業計画変更について  
第 7 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
第 8 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

ただし、農業委員会等に関する法律第 31 条により 18 ページ第 8 号議案No. 35 については別途審議といたします。

議案についてはそれぞれ各地区で事前に審議されていると思いますので報告をお願いします。椿地区からお願いします。

久米寛治委員　それでは椿地区からご報告します。椿地区は 3 月 20 日に福井公民館において、福井地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

椿地区は今回議案はございません。以上、椿地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願いたします。

中村副部長　次に、福井地区をお願いします。

南部委員　それでは福井地区からご報告します。福井地区は 3 月 20 日に福井公民館において、椿地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 2 ページをお開きください。第 2 号議案「法第 3 条第 2 項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 8 ページをお開きください。第 7 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 11 ページをお開きください。第 8 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、福井地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願いたします。

中村副部長　次に、橘地区をお願いします。

岡部委員　それでは橘地区からご報告します。橘地区は 3 月 20 日に福井公民館において、椿地区、福井地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 11 ページをお開きください。第 8 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、橘地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願いたします。

中村副部長　次に、新野地区をお願いします。

幸田委員            それでは新野地区からご報告します。新野地区は 3 月 19 日に新野公民館において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 11 ページをお開きください。第 8 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

中村副部長            次に、桑野地区お願いします。

久米博委員            それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は 3 月 22 日に桑野公民館において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 4 ページをお開きください。第 3 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 8 ページをお開きください。第 7 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 12 ページをお開きください。第 8 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上です。桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

中村副部長            次に、見能林地区お願いします。

阪井委員            それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は 3 月 22 日に宝田公民館にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 2 ページをお開きください。第 2 号議案「法第 3 条第 2 項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では才見町石橋 42、44-2 を除いた 4 筆を許可相当としました。

議案書の 5 ページをお開きください。第 4 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 6 ページをお開きください。第 5 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 12 ページをお開きください。第 8 号議案「委員による朗読・説

明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

中村副部長 次に、富岡地区お願ひします。

竹内委員 それでは富岡地区からご報告します。富岡地区は 3 月 22 日に宝田公民館にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 2 ページをお開きください。第 2 号議案「法第 3 条第 2 項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 10 ページをお開きください。第 8 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

中村副部長 次に、宝田地区お願ひします。

厚田委員 それでは宝田地区からご報告します。宝田地区は 3 月 22 日に宝田公民館にて見能林地区、富岡地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 16 ページをお開きください。第 8 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、宝田地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

中村副部長 次に、長生地区お願ひします。

久積委員 それでは長生地区からご報告します。長生地区は 2 月 18 日に事務局にて中野島地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 6 ページをお開きください。第 5 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 7 ページをお開きください。第 6 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 17 ページをお開きください。第 8 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

中村副部長 次に、中野島地区お願いします。

萩野委員 それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は 3 月 18 日に事務局にて長生と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 8 ページをお開きください。第 7 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 17 ページをお開きください。第 8 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

中村副部長 次に、大野地区お願いします。

服部委員 それでは大野地区から報告させていただきます。大野地区は 3 月 20 日に老人憩いの家にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 2 ページをお開きください。第 2 号議案「法第 3 条第 2 項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 6 ページをお開きください。第 5 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 9 ページをお開きください。第 7 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 18 ページをお開きください。第 8 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

中村副部長 次に、加茂谷地区お願いします。

佐竹委員            それでは加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区は 3 月 19 日に加茂谷公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 19 ページをお開きください。第 8 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、加茂谷地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

中村副部長            次に、那賀川地区お願ひします。

川田推進委員        続きまして那賀川地区からご報告します。那賀川地区は、3 月 22 日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 2 ページをお開きください。第 2 号議案「法第 3 条第 2 項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 7 ページをお開きください。第 6 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 20 ページをお開きください。第 8 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

中村副部長            次に、羽ノ浦地区お願ひします。

植田委員            それでは羽ノ浦地区からご報告します。羽ノ浦地区は 3 月 18 日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 1 ページをお開きください。第 1 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 9 ページをお開きください。第 7 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では継続審議としました。

議案書の 24 ページをお開きください。第 8 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

中村副部長        それでは、それぞれの地区からご報告いただきましたが、別途審議を行いますので、農業委員会等に関する法律第 31 条により〇〇〇〇〇には、採決の間、退室をお願いします。

(〇〇〇〇〇退室)

中村副部長        議事を再開します。  
それでは、議案書の 18 ページ第 8 号議案No.35 について承認してもよろしいか。

一同                異議なし

中村副部長        それでは、議案書の 18 ページ第 8 号議案No.35 について承認といたします。退室した〇〇〇〇〇〇に入室してもらってください。

(〇〇〇〇〇〇入室)

中村副部長        議事を再開いたします。それぞれ各地区からご報告をいただきましたが、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

中村副部長        それでは、他に意見もないようですから、ただいまの審議の結果を事務局より報告してもらいます。

西尾局長         報告します。第 10 回農地部定例会議案、第 1 号議案から第 8 号議案のうち、第 2 号議案No.2 才見町石橋 42、44-2 については取下、第 3 号議案No.1 については取消、第 7 号議案No.7 からNo.10 については継続審議とし、その他の案件については全て承認です。

中村副部長        只今事務局から報告のとおり決定してよろしいか。

一同                異議なし

中村副部長        それでは報告のとおり承認します。  
以上をもちまして、第 10 回農地部定例会を閉会いたします。次回は、4 月 25 日で予定いたしております。本日は大変ご苦労さまでした。

閉        会